

福島県国民健康保険団体連合会理事会議事録

令和6年2月13日、次により福島県国民健康保険団体連合会の理事会が開催された。

- 1 日 時 令和6年2月13日(火) 午後1時20分より
午後2時35分まで
- 2 場 所 福島市鎌田字卸町10番の1
ウィル福島アクティおろしまち 2階 レセプションホールⅢ
- 3 出席者 役 員 17名(出席理事6名、書面出席理事11名)
事務局長 9名(参与兼事務局長・事務局次長・事務局参事・課長)
計 26名 ※別紙参照
- 4 会議の目的事項
[議 決 事 項]
議案第1号 令和5年度引当資産の処分について
議案第2号 令和5年度一般会計歳入歳出補正予算(第2号)
議案第3号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第5号)
A 業務勘定
議案第4号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第2号)
A 業務勘定(後期高齢)
議案第5号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第2号)
A 業務勘定(介護)
議案第6号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算(第2号)
A 業務勘定(障害者総合支援)
議案第7号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳出補正予算(第2号)
A 業務勘定(特定健診・特定保健指導)
議案第8号 令和5年度レセプト点検業務特別会計歳出補正予算(第2号)
議案第9号 規則の制定について
議案第10号 規則、規程及び細則の一部改正について
議案第11号 規則の廃止について
議案第12号 令和6年度事業計画
議案第13号 令和6年度負担金及び手数料等

- 議案第 14 号 令和 6 年度積立資産及び引当資産の処分について
議案第 15 号 令和 6 年度一般会計歳入歳出予算
議案第 16 号 令和 6 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算
A 業務勘定
B 国民健康保険診療報酬支払勘定
C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
D 出産育児一時金等に関する支払勘定
E 抗体検査等費用に関する支払勘定
議案第 17 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算
A 業務勘定（後期高齢）
B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
C 公費負担医療に関する報酬等支払勘定（後期高齢）
議案第 18 号 令和 6 年度国保基金特別会計歳入歳出予算
議案第 19 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算
A 業務勘定（介護）
B 介護給付費等支払勘定
C 公費負担医療に関する報酬等支払勘定（介護）
議案第 20 号 令和 6 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算
A 業務勘定（障害者総合支援）
B 障害介護給付費等支払勘定
議案第 21 号 令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算
A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
議案第 22 号 令和 6 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算
議案第 23 号 令和 6 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算
議案第 24 号 令和 6 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算
議案第 25 号 令和 6 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について
議案第 26 号 令和 6 年度診療報酬明細書等に係るデータ入力業務委託契約の締結について
議案第 27 号 役員の補欠選任について
議案第 28 号 通常総会の開催について

[その他]

5 会議の状況と顛末

(1) 開会（午後 1 時 20 分）

司会が、開会する旨宣した。

(2) 挨拶

国保連合会会長の二本松市長、三保でございます。皆様方には御多用の中、本日の理事会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、国保連合会の運営にあたりましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、我が国は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度を通じて、高い保健医療水準を実現してまいりましたが、少子化・長寿化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加等により、保険財政とその運営は一層厳しさを増しております。

このような中、国においては「全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」を公布し、全ての世代で幅広く社会保障制度を支え、安心を構築するための改正が行われました。こども・子育て支援を拡充する一方、高齢者の保険料負担割合を見直すとともに、都道府県医療費適正化計画において、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関することを必須事項としております。さらには、マイナ保険証の促進や、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化など、医療DXへの取り組みが今後益々、加速してまいります。

そのような状況におきまして、本会といたしましても、「皆保険を支える力になるために」との基本理念のもと、地域の医療・保健・介護・福祉を総合的に支える専門機関として、都道府県並びに市町村保険者のニーズに沿った、質の高い保険者サービスを提供するとともに、透明で健全な事業運営に取り組むことにより、満足され、信頼される、本会の役割と責任を果たしてまいり所存でございます。皆さまにおかれましては、本会に対します引き続きの御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の理事会は、令和6年度の事業計画及び予算、そして新役員の選任など、協議案件が多数ございます。慎重なる御審議の上、御承認を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、開会のあいさつといたします。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(3) 出席者報告

理事数：17名

出席者：6名

書面による出席者：11名

(4) 議事

三保会長が議長になり議事に入った。

[議決事項]

議案第1号 令和5年度引当資産の処分について

議案第2号 令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）

議案第3号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第5号）

A 業務勘定

- 議案第 4 号 令和 5 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）
A 業務勘定（後期高齢）
- 議案第 5 号 令和 5 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）
A 業務勘定（介護）
- 議案第 6 号 令和 5 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）
A 業務勘定（障害者総合支援）
- 議案第 7 号 令和 5 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳出補正予算（第 2 号）
A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
- 議案第 8 号 令和 5 年度レセプト点検業務特別会計歳出補正予算（第 2 号）

ア. 議長が議案第 1 号から議案第 8 号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 事務局参事兼総務課長が議案第 1 号から議案第 8 号までについて次のとおり説明を行った。

議案第 1 号から議案第 8 号までの令和 5 年度、各会計の補正予算について、一括で御説明申し上げます。それぞれ個別に議案書、用意してございますが、お配りしております説明資料①に、お伝えしたい要点をまとめておりますので、こちらで御説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

説明資料①、表紙をおめくり願います。はじめに 1 ページになりますが、議案第 1 号「令和 5 年度引当資産の処分」と議案第 2 号「令和 5 年度一般会計歳入歳出補正予算」は関連いたしますので、併せて御説明いたします。

まず、資料の一番下にあります 4 番の補正理由、さらにその下の米印の記載を御覧いただきたいと思えます。本会で現在使用しております公用車、3 台保有しているうちの 2 台について、間もなく車検を控えておりますが、近年頻発する故障に伴う維持費の急増ですとか、下取りがある程度見込めるうちに、ということなどを考慮し、今回買い替えをさせていただくことといたしました。

まず議案第 1 号は、資料の先頭に戻っていただきますが、買い替えにあたりまして、前回購入時から積み立てをしておりました、1 番、減価償却引当資産の 620 万 1,000 円を、3 月 1 日付けで取り崩し、処分させていただきますことについて、御認定を賜りたく存じます。

2 番、引当資産の会計別処分額ですが、今回は一般会計の資産分のみ処分となります。

続いて、その下 3 番からが、議案第 2 号の一般会計の予算補正となります。今ほどの資産処分を認定いただきましたら、一般会計、歳入に同額の 620 万 1,000 円、資産繰入金増額補正をさせていただき、右側、歳出、備品購入費に同額増額補正をし、購入費用の支出をさせていただきます。

また、もうひとつ、一般会計の予算補正となりますが、歳出欄に記載のとおり、財政調整基金積立資産、こちらは事業運営上の不測の事態に備え、積み立てを行っている資産となりますが、令和 5 年度の決算見込みの状況から、積み立ての増額が可能と判断いたしまして、予備費から 500 万円を増額補正させていただきます。

以上が、令和 5 年度一般会計の補正となります。

続きまして、資料 2 ページをお開き願います。

議案第3号は、令和5年度診療報酬審査支払特別会計、いわゆる国保会計の、業務勘定の予算補正でございます。

まず表の下、2番の、補正理由(1)を御覧いただきたいと思いますが、開発元である国保中央会へ支払う予定でありました国保情報集約システム開発負担金が減額されたことに伴いまして、上の補正内容、表の右側、歳出のシステム開発負担金を3,027万1,000円減額し、一方左側、資産を処分し繰入金への歳入としておりました同額を減額し、資産へ積み戻すことといたします。

さらに同じく業務勘定におきまして、先ほどの一般会計同様となりますが、財政調整基金積立資産を191万9,000円増、業務勘定の財政調整基金は、国通知によりまして、手数料収入の10%を限度とするとされておりますが、当初予算より収入が若干伸びる見込みとなりました分、補正をし、上限まで積み増しをさせていただきます。

さらに、ICT積立資産積立金、こちらは補正理由(3)に記載のとおり、ICTやAIを活用したコンピューターチェックの導入等による審査支払業務等の更なる高度化・効率化の取り組みに充てる際、保険者に更なる負担をいただかないよう、積立をしているものでございますが、決算見込みから5,000万円の積み増しを行いたいと思います。それぞれの積立増額分を合わせまして、予備費を5,191万9,000円減額補正いたします。

続きまして、3ページを御覧ください。

議案第4号は、後期高齢者医療に係る業務勘定でございます。

補正理由の(1)ですが、後期高齢者医療広域連合で業務を行う基幹システムとなる電算処理システムですが、機器更改にかかります導入支援業務を令和5年度に、広域連合からの受託を予定しておりましたが、システム開発側の遅れによりまして、令和6年度へ延期されることになりました。

このことに伴いまして、1の補正内容を御覧いただきたいと思いますが、広域連合からの歳入を予定しておりました手数料6,045万7,000円を減額補正し、その右側、電算会社へ支払う予定でありました歳出同額を減額いたします。

さらに先ほどの国保会計同様となりますが、決算見込みの状況から、ICT積立資産を3,700万積み増しいたします。

続いて4ページをお開き願います。

議案第5号は、介護保険の業務勘定でございます。同じく2番の補正理由を御覧いただきまして、(1)電子証明書発行手数料、こちらは介護事業所がインターネットを使用して本会へ請求するにあたりまして、セキュリティを確保するために電子証明による認証の仕組みが必要となります。事業所側でその電子証明書を国保中央会より取得するための発行手数料を本会で受け払いしております。

新規取得の際、それから3年おきの定期更新の際に係る費用となりますが、当初予算時に見込みました事業所数を大きく上回ることとなりまして、歳入・歳出をそれぞれ500万円増額補正させていただきます。

さらに、他の会計同様となりますが、決算見込みから、財政調整基金積立金を200万円、

予備費から積み増しをいたします。

続いて5ページを御覧いただきまして、議案第6号は、障害者総合支援に係る業務勘定となります。

こちらにも介護と同様に障害サービスを提供する事業所における電子証明書発行手数料が、想定を上回りました。歳入歳出それぞれ200万円の増額補正を行います。

さらに、減価償却引当資産、少額ではありますが、118万4,000円を、こちらは当初予算では積めないと見込み、予算化しておりませんでした。決算見込みから積立可能と判断し、補正をさせていただくものでございます。

続きまして、6ページの特定健診会計、7ページのレセプト点検会計につきましては、歳出のみの補正となりますが、これまでの説明同様、令和5年度の決算見込みから、ICT積立資産をそれぞれ300万円、200万円積み増し、増額補正させていただきます。

以上、議案第1号から議案第8号まで、引当資産の処分を含め、令和5年度各会計歳入歳出補正予算について御説明をさせていただきました。御認定、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ．議長が議案第1号から議案第8号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第9号 規則の制定について

議案第10号 規則、規程及び細則の一部改正について

議案第11号 規則の廃止について

ア．議長が議案第9号から議案第11号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ．事務局事務局参事兼総務課長が議案第9号から議案第11号までについて次のとおり説明を行った。

続きまして、議案第9号から第11号までの規則・規程の改正等について一括で御説明申し上げます。

こちらにも議案書とは別に概要をまとめました説明資料②で御説明させていただきます。

まず、今回御承認いただきたいのは、議案第9号で、一つ新たな規則の制定、議案第10号が一部改正をしたい規則、規程等が全部で14、議案第11号が廃止をしたい規則が一つとたいへん数が多くなっておりますので、ひとつひとつの規則・規程での説明ではなく、表紙にも1から6で記載をしておりますとおり、この事項単位で改正の内容を説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、まず一つ目が、職員の定年に係る事項となります。

資料真ん中ほどにあります「制定等の理由」を御覧いただきたいと思っております。各市町村においても、すでに御対応されているかと存じます。詳細は御承知のことと思っておりますが、職員定年の段階的な引き上げにつきまして、改正法並びに福島県の条例改正等に準拠しまして、本会においても、所要の対応を行いたいものでございます。

資料の上の方に、関係規則等を載せております。まず議案第9号で、定年等に関する規則を新たに制定いたします。続いて議案第10号は一部改正する規則となりますが、現行の職

員の任用規則、服務規則、退職手当、給与に係る規程をそれぞれ改正、議案第 11 号は、議案第 9 号で新たに定年等に関する規則を制定することに伴いまして、現行の再任用に関する規則を廃止する、ということになります。

資料後半に、主な制定等の内容をまとめております。内容は県に準拠し、市町村においても対応されているかと存じますので、改めての詳細な説明は省略をさせていただきますが、

(1) では、定年を 65 歳まで段階的に引きあげること。(2) では、役職定年、60 歳以降は役職をおりること。(3) では、新たな定年を迎える前に退職を選択した職員が短時間勤務できる制度の導入。(4) では、再任用制度から暫定再任用という経過措置に置き換えること。(5) では、60 歳を迎える前に今後の働き方について情報提供し、勤務意思の確認をすること。(6) では、給与が 7 割に引き下げられること、退職金の支給に不利益がないことなど、以上の内容について必要となる対応をそれぞれ規程化いたします。

御承認をいただきましたら、本日を施行日とし、法律、県の条例等に倣いまして、令和 5 年 4 月に遡及して適用をさせていただきますと思います。

参考まで、本会職員の状況でございますが、今年度・来年度は定年対象者がおりませんで、令和 7 年度に 60 歳を迎える職員が 2 名、その 2 名は令和 10 年度の 63 歳まで定年が延長されるということになります。県に倣い、今後詳細を定め、適切に運用してまいります。

続きまして 2 ページをお開き願います。

通勤手当に係る事項でございます。議案第 10 号で職員の給与に関する規程を一部改正させていただきます。

改正の理由でございますが、令和 5 年度福島県人勸に基づきます、県の条例等の改正に準拠し、本会給与規程におきましても、所要の改正、引き上げを行いたいものでございます。

施行日は、令和 6 年 4 月 1 日といたします。

続きまして、3 ページを御覧ください。

事務局組織変更に係る事項でございます。議案第 10 号で国保連合会事務局組織規則の改正をさせていただきます。

改正の理由、改正の内容、それぞれ記載をしておりますが、下の表を御覧いただきたいと思っております。改正前と改正後の対比をしております。

まず左側、改正前の業務管理課、療養費係、1 課 1 係体制で事務を行ってまいりましたが、このあと御説明いたしますが、令和 6 年 4 月より、あはき療養費、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧の審査委員会を新たに設置し、さらに、これまで保険者で行ってきた受付業務を新たに受託するなど、体制の強化が必要となっております。また、療養費業務以外にも、妊婦健診、出産育児一時金、子ども医療の助成、重度心身障害者医療の助成業務など、いわゆる福祉系の業務を多く担っておりますことから、課名を療養福祉課に改め、第 1 係、第 2 係の 2 係体制に見直しを行います。

次に業務審査課でございますが、現在の改正前、業務第一係から過誤調整係の六つの係で審査業務を担っておりますが、このうち下線を引いております高点数係及び過誤調整係を廃止いたしまして、右側、改正後になりますが、業務第三係を新設いたします。なお、これま

で過誤調整係で担当しておりました業務は、先に御説明いたしました改正後の療養福祉課で担当いたします。

療養福祉課、業務審査課の変更は、より一層それぞれの業務を円滑に効率的に行うための見直し、体制強化を目的に実施するものでございます。

次に、保健事業課保健事業係は、現在1課1係体制で事務にあたっておりますが、保険者の要望に応じまして、市町村のデータヘルス計画、住民の健康づくり事業に対しより効果的に貢献・支援できる体制を整え、その役割分担の明確化、リスク管理の強化を図ることを目的に、1係体制から、2係体制へと変更するものでございます。

以上、組織体制の見直しについて、令和6年4月1日より施行させていただきたいと思っております。

続きまして、4ページをお開き願います。

はり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費に係る事項でございます。

議案第10号「規則等の一部改正について」におきまして、記載の7つの規則等を改正させていただきますこととなります。

その下、一部改正の理由、今ほどの組織体制の見直しでも御説明しましたとおり、この4月よりはり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費に係る受付業務を実施するとともに、新たに審査委員会を設置することになっております。審査委員会の設置につきましては、昨年7月開催の理事会におきまして、御承認をいただいておりますが、このたび、その新たな審査委員会設置に伴いまして、各規程等の各条項の対象にその名称を加える、という改正、さらに新たな審査支払手数料についてを明記するという改正になっております。

各規程、令和6年4月1日施行とさせていただきます。

続きまして、5ページを御覧ください。

5つ目に、介護保険審査支払手数料に係る事項となります。

議案第10号におきまして、介護保険の審査支払規則、保険者事務共同処理規則を改定させていただきます。

改正の理由でございますが、記載のありますとおり、介護保険・障害者総合支援関係システムは、審査支払事務の基幹となるシステムでございますが、令和7年度にクラウド化に向けましたシステム更改が予定されております。その開発・更改経費について、一部国の負担分を除きまして、全国の国保連合会が開発元である国保中央会へ負担することとなります。その額は令和5年度から7年度までの3年間で約2,000万円が見込まれております。その財源にあてるために、審査支払手数料を引き上げざるを得ない、ということで、昨年からはり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費に係る市町村御担当者様、各課長様へ御説明をし、御了承をいただいております。

その下、改正内容にありますとおり、手数料単価を1件あたり63円から66円30銭に、また、共同処理に位置付けております、償還払給付額管理処理、市町村特別給付等支払処理につきましても、介護給付費の審査支払業務と同等の処理となることから、同額をいただいております。併せて改定をさせていただきます。

また、同じく共同処理の一環といたしまして、(3)にあります、介護給付費圧着封筒、

こちらは、医療で言いますところの「医療費のお知らせ」の介護版ということになりますが、保険者からの委託を受けまして、本会が作成をしております。こちらも、原材料費の高騰に加え、委託保険者の減少によりまして、作成枚数が年々減少しております。大量に一括作成をするというスケールメリットを活かすことが困難となりまして、作成単価を引き上げざるを得ない、ということになっております。

こちらは1件あたり57円20銭から75円90銭に引き上げをさせていただくための規則改正となっております。令和6年4月1日より施行させていただきます。

6ページをお開き願います。

最後6つ目は、国保データベース、KDBシステム負担金に係る事項でございます。

議案第10号でKDBシステム負担金規則を改正させていただきます。

まずKDBシステムとは、本会が保有します、医療・介護のレセプトデータ、特定健診のデータを集約管理しまして、統計情報などを提供することによって、市町村保険者における効果的な保健事業の実施をサポートするためのシステムでございます。

システムの有効活用に向けた支援の充実強化を図るための財源確保のため、令和5年度より、国保保険者と後期高齢者医療広域連合からのみ、御負担をいただいておりますが、令和6年度より規程を改定し、介護保険者からも応分の御負担をいただくということにいたします。介護保険者におけるシステムの利活用に向けました支援を強化してまいりますので、御理解いただきたく存じます。

以上、議案第9号から第11号まで、規則の制定、改正、廃止に関しまして、一括で御説明をさせていただきました。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第9号から議案第11号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第12号 令和6年度事業計画

議案第13号 令和6年度負担金及び手数料等

ア. 議長が議案第12号及び議案第13号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第12号及び議案第13号について次のとおり説明を行った。

それでは、議案第12号「令和6年度事業計画」並びに議案第13号「令和6年度負担金及び手数料等」について、一括して御説明申し上げます。

はじめに、「令和6年度事業計画」につきまして、お手元の議案第12号の1ページを御覧ください。

「第1 基本方針」とございますが、こちらは、本会の「第2次中期経営計画」に基づく三つの基本方針であり、方針毎に重点事業を計画しております。なお、令和6年度は「第2次中期経営計画」の最終年度となるため、3か年での事業の実施状況を整理するとともに、次期計画の策定を見据え各種事業を実施してまいります。

次に、「第2 重点事業」でございますが、基本方針の1「保険者事業運営の支援」では4つの事業がございます。「(1) 審査業務の充実・強化と支払業務の着実な実施」の「イ 支払業務の着実な実施」では、医療機関から提出された診療報酬明細書を受付する際のエラー

チェック等システムを、令和6年4月より、社会保険診療報酬支払基金と共同利用するため、安定運用を図り着実な支払い業務を実施いたします。

次に議案の2ページを御覧ください。

「(2)療養費の適正化に向けた支援」では、「ア あはき療養費の業務拡大」として、あんま・マッサージ・はり・きゅう業務につきまして、現在、各保険者にて行っております受付業務を令和6年4月より本会で受託し、先ほど、議案第10号の7から11にて関係規則等について御承認いただきました、審査委員会を新たに設置いたしまして、保険者の事務負担軽減を図ってまいります。また、(4)の「KDBシステム利活用支援とデータ分析事業の拡大」の「イ 第3期国保データヘルス計画策定支援」では、本年度、策定に関する支援をさせていただきましたが、令和6年度は保険者がその計画に沿って保健事業が進められるよう、効果的な運用方法の研修会等を開催してまいります。

3ページを御覧ください。

基本方針の2「新たなニーズ・課題への取り組み」は3事業ございます。特に(3)の「デジタル社会に適應したシステム更改」では、本年度、国保総合システムをはじめ三つのシステムがクラウド化され安定運用に努めておりますが、令和6年度は、アの中段に記載しております後期高齢者医療請求支払システム、特定健診等データ管理システム及び、イに記載の介護保険障害者総合支援システムについて、それぞれ、令和7年度の更改に向けて各種準備作業を円滑に進めてまいります。

4ページを御覧ください。

次に、基本方針の3「健全で効率的な、組織運営への取り組み」も3事業ございます。特に(2)「持続可能、かつ健全な財政運営」の「ア」に「会計の収支均衡」、イに「積立金の確保」とございますが、適正な手数料、負担金の推計を行い、今後進んでまいりますDX化、ICTを活用したシステム化、また不測の事態等にも備え安定的な財政運営とするため、先ほど、説明がありました適切な積立金の確保に努めてまいります。

なお、5ページからは、第3基本事業といたしまして、基本方針ごとに各事業を記載しております。令和6年度は、組織を一部改正し重点事業・基本事業ともに確実に実施してまいります。

続きまして、議案第13号「令和6年度負担金及び手数料等」につきまして、改定及び新設いたしたい手数料についてのみ御説明申し上げます。

議案第13号の1ページを御覧ください。

はじめに、項番2、審査支払手数料でございますが、2ページを御覧ください。「(2)療養費等」の中で、議案第10号の6で御承認いただきました、あはき療養費手数料につきましては1件当たり48円を70円に引き上げたいものでございます。次に、下段の項番5、介護保険では議案第10号の12、13で御承認いただきました、(1)の「介護保険審査支払手数料」の4つの区分及び、3ページとなりますが、(2)の「介護保険保険者共同処理手数料」の上から三つの区分につきましては記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。

項番 19 の「国保情報集約システム手数料」につきましては、国の通知に基づく「手数料算定の考え方」により毎年度手数料をお示ししており、令和 6 年度は、クラウド化に伴う保守費用等の縮減により、現行 9 円 86 銭から引き下げ 8 円 65 銭といたします。次に、項番 22 「国保データベース（KDB）システム負担金」につきましては、システムクラウド化の運用業務縮減により、（1）福島県は 20 万 9,000 円を 19 万 4,000 円に、（2）福島県を除く保険者及び（3）の後期高齢者医療広域連合は、一人当たり 32 円 25 銭を 30 円 73 銭に引き下げといたします。また、新設といたしまして議案第 10 号の 14 にて御承認いただきました、（4）介護保険者は、介護第 1 号被保険者一人当たり 2 円 75 銭の御負担をお願いしたいものでございます。只今御説明いたしました以外の負担金・手数料等につきましては、本年度と同額といたしたいものでございます。

以上、議案第 12 号並びに議案第 13 号について一括して御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第 12 号及び議案第 13 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 14 号 令和 6 年度積立資産及び引当資産の処分について

議案第 15 号 令和 6 年度一般会計歳入歳出予算

議案第 16 号 令和 6 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定

B 国民健康保険診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する報酬等支払勘定

D 出産育児一時金等に関する支払勘定

E 抗体検査等費用に関する支払勘定

議案第 17 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（後期高齢）

B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する報酬等支払勘定（後期高齢）

議案第 18 号 令和 6 年度国保基金特別会計歳入歳出予算

議案第 19 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（介護）

B 介護給付費等支払勘定

C 公費負担医療に関する報酬等支払勘定（介護）

議案第 20 号 令和 6 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（障害者総合支援）

B 障害介護給付費等支払勘定

議案第 21 号 令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定

議案第 22 号 令和 6 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算

議案第 23 号 令和 6 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算

議案第 24 号 令和 6 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算

議案第 25 号 令和 6 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について

ア. 議長が議案第 14 号から議案第 25 号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 事務局参事兼総務課長が議案第 14 号から議案第 25 号までについて次のとおり説明を行った。

議案第 14 号から議案第 25 号までの令和 6 年度歳入歳出予算に関連します議案につきまして、一括で御説明いたします。

まず、議案第 14 号「令和 6 年度積立資産及び引当資産の処分について」、御準備いただきまして、1 ページをお開き願います。

この議案は、国が定めます基準・条件に基づき積み立てを行いました、令和 5 年度末日時点で保有いたします本会の各種資産について、令和 6 年度の当初予算に繰り入れをするために行います処分について、認定を求めるものでございます。3 つの資産について、それぞれ処分を行います。

一つ目は、財政調整基金積立資産。処分金額は 2 億 5,103 万 9,000 円でございます。処分金の使途は、事業運営上の不測の事態による収入減を補填するためでございます。国の定めに従いまして、令和 5 年度末に積み立てしました全額をいったん処分し、令和 6 年度当初予算へ繰り入れいたします。

二つ目は減価償却引当資産でございます。システム機器等の購入後に、次の買い替え時の経費に充てるため、毎年積み立てを行っております資産となりまして、(3)に記載のとおり、3 月末時点で 8 億 6,200 万円ほどを保有することになりますが、そのうち(1)に記載の 2 億 5,334 万 7,000 円を取り崩し処分いたします。処分金の使途は減価償却資産取得支出のためとなっておりますが、令和 6 年度に予定をしております各種システム機器更改等のための経費といたします。

三つ目は、ICT を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産でございます。冒頭、予算の補正、積み増し等の御説明をさせていただきましたが、令和 5 年度に積立、保有することとなります 2 億 5,100 万円をいったん処分し、改めて令和 6 年度予算で保有いたします。

裏面 2 ページに只今御説明しました資産について、会計ごとの内訳を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上が議案第 14 号の説明でございます。

続きまして、議案第 15 号から議案第 25 号までの 11 の議案につきましては、議案書と別に準備をしております説明資料③をもとに、概要・ポイントのみ説明をさせていただきます。説明資料③の 1 ページをお開き願います。

福島県国保連合会令和 6 年度当初予算でございます。

令和 6 年度予算総額は、6,863 億 2,026 万 4,000 円、前年度比 105.37%、額にして 349 億

8,311万2,000円増の当初予算となりました。ページの中ほどに、各会計の当初予算一覧を掲載しております。

令和6年度の本会会計は一般会計、特別会計を合わせまして10の会計、5つの特別会計は15の勘定で経理いたしております。それぞれ左から6年度予算、5年度予算、前年度比を記載しております。会計ごとの詳細な説明は省略いたしますが、ページの一番下に、枠で囲っております当初予算の状況について、まとめております。

本会の予算総額約6,860億円うち、99.4%は支払勘定、「保険者からの納入を受け、医療機関等へ支払う」診療報酬等の受け払いとなっております。丸の二つ目に記載のとおり、丸の二つ目に記載のとおり、国保診療報酬は、被保険者数、レセプト件数は減少する見込みをしておりますが、直近の伸び率等から試算した結果、高額療養費が増加すると。丸の三つ目、後期診療報酬については、高齢者数、レセプト、それぞれ増加し、国保同様、高額療養費が大幅に伸びる試算結果となっております。また、介護及び障害関係の会計につきましても、記載のとおり、受給者の増加、介護報酬改定の増分なども考慮しまして、それぞれ増を見込んだものとなっております。

続いて、2ページを御覧ください。

「1. 主要会計の概要」でございます。

今ほど御説明いたしました診療報酬等の受け払い分を除きまして、保険者からの負担金及び手数料を財源としました本会の業務運営経費を経理いたします主要7会計の状況でございます。ページ上の枠で囲っております、本会の主要7会計の令和6年度当初予算は35億9,489万7,000円、前年度比100.57%、額にして2,029万3,000円の増となっております。

その下に、主要会計ごとの令和5年度予算との比較を載せてございます。会計ごとに増減の差が見られますが、傾向的には表の左側、一般・国保・後期の医療系の会計に比べまして、表右の介護・障害・特定健診会計が比率的大きな増となっております。

なお、この主要会計の予算額につきましては、表の下に米印で記載をしておりますが、一般会計や各業務勘定において、保険者からの納入を受け、医療機関等へ支払う受け払いの一部も経理しております。純粋に業務運営にあたる予算のみの集計資料とするため、記載の受け払い分を除いた数字としております。そのため、1ページの会計ごとの予算額と異なる会計がございます。

その下、予算の増減をさせております主な要因となっているものを挙げております。国保・後期の会計につきましては、前年度となります令和5年度に大きな歳出となりましたシステム機器更改に関する負担金、導入に係る経費がそれぞれ合わせて4億円ほどございましたが、更改が終了いたしまして、令和6年度予算はその分減額となります。

一方で、3段目になりますが、システムの更改を終えまして、新たなシステムがクラウドで稼働しております。クラウド側を運用する国保中央会への負担金という形に変わりまして、歳出が増となるものがございます。さらに、特定健診会計、介護・障害会計と、それぞれ、令和7年度のシステム更改に向けまして、開発元への負担金支出、機器の調達、システム切

替のための導入関連業務に係る経費が大きくなってまいります。

それから、会計全般におきまして、先ほどの予算補正でもお伝えしたとおり、不測の事態に備えた財政調整積立基金、システム関連経費の大きな歳出に備えました ICT 積立資産、それぞれの確保のため、予算を計上している状況でございます。

一番下、主要会計の状況として、記載をしておりますが、被保険者数の減少による一般負担金歳入が減少する一方で、システム開発のための各種負担金の支出増から、依然として厳しい財政状況が続きますが、効率的かつ効果的に事業を進め、その他経費の縮減に努めますとともに、これまでの積立金を有効に活用しながら、安定的な財政運営を図っていきたいと考えております。

資料 1 枚めくっていただきますと、今ほど御説明いたしました主要会計の歳入、歳出それぞれ詳細な内訳をまとめております。御説明は省略をさせていただきますが、ここまで御説明してまいりました各予算の概要について、内訳明細の数字と状況を更に詳細に記載しております。御参照いただければと思います。

以上、令和 6 年度各会計の当初予算についての説明とさせていただきます。

次の 5 ページをお開き願います。

議案第 25 号「令和 6 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について」、御説明いたします。

令和 6 年度、本会の一時借入金の限度額につきましては、項番 1 に記載の 11 の会計勘定においてそれぞれ記載の限度額、また、借入条件につきましては項番 2 から 6 に記載の 5 条件にて、お願いするものでございます。

なお、一時借入が保険者に起因する場合、利息につきましては保険者負担とさせていただきます。

以上、本会が借入れする際の条件等について、国保法に定められました本会総会の議決事項となりますため、本理事会においてまず御承認をいただきたいものでございます。

以上、議案第 14 号から議案第 25 号までの令和 6 年度当初予算関連議案につきまして、一括で御説明をさせていただきました。御認定、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

ウ．議長が議案第 14 号から議案第 25 号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 26 号 令和 6 年度診療報酬明細書等に係るデータ入力業務委託契約の締結について

ア．議長が議案第 26 号について、事務局に説明を求めた。

イ．システム管理課長が議案第 26 号について次のとおり説明を行った。

システム管理課長の菅野と申します。着座にて失礼いたします。

議案第 26 号「診療報酬明細書等に係るデータ入力業務委託契約の締結について」説明申し上げます。

本議案では説明資料を後ろに付けておりますので、3 ページをお開きください。資料が縦横混在となり申し訳ございません。こちらで説明いたします。

まずは委託するデータ入力業務についてですが、下の図にありますとおり、医療機関等から請求される紙のレセプトに対し、OCR 機器による紙の読み取り、及びエントリによる文字入力を行い、データ化してシステムに登録し審査等の後続処理を実施するものでございます。

二つ目の丸に記載のとおり、現行の契約が本年度末で満了を迎えることから、令和6年度の委託業者を選定するものです。

三つ目の丸では「紙請求の現状と今後の見込み」と記載しておりますが、6ページと7ページに参考資料をお付けしております。見開きで御覧ください。

6ページが過去5年間の件数の推移です。減少傾向にあります。未だ多くの紙処理が残っております。

また、7ページでは、国が昨年示した「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」となっております。赤枠内の光ディスク、こちらは電子媒体でございますが、こちらと電子請求の免除対象となっている紙による請求をオンライン請求に移行する取り組みでございます。令和6年度には更なる紙の減少が期待されますが、経過措置等もあり、具体的な件数の見通しが立たない状況となっております。

4ページにお戻りいただきます。

ここでは、業者選定における方針と選定業者を説明いたします。

一つ目と二つ目の丸には、コストパフォーマンスに優れたOCR機器を利用すること、及びこのOCR処理とエントリ処理の連動した仕組みを前提に委託したいという方針を記載しております。

三つ目の丸は委託期間です。これまでは、システム運用と一体の業務として長期契約しておりました。しかし、今後の紙の減少が加速する中で長期契約はそぐわないため、システム運用と切り離し、単年度契約で状況を確認しながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

最後の丸、契約でございます。これらの方針で業務委託するにあたり、現行の委託業者との随意契約としたいというものです。理由について、下の図を御覧いただきます。

①ですが、OCR機器調達は新たな負担となります。現行委託業者が使用する機器は延長利用が可能な状態であり、使用料を大幅に低減することができます。②です。現行委託業者はこのOCR機器と連動したエントリシステムを保有しており、新たなエントリシステムを構築する必要がありません。③で、現行委託業者にはシステム運用を委託しており、システム改修等の円滑な連携が可能となり、品質を維持することができます。

これらの理由から、郡山市にございます株式会社エフコムを選定したいというものです。委託期間は令和6年4月1日からの1年間でございます。

なお、令和7年度に向けては機器の状態と件数の変動を見まして改めて検討してまいります。

5ページを御覧ください。

契約金額でございます。(1)にありますとおり、8,591万5,280円税込となっております。こちら、下表に直近実績との比較で記載しておりますが、OCR機器を延長利用することで、

使用料が大幅に減額され、保守料の上昇はあるものの経費を低減できております。また、OCR・エントリの処理料では人件費の引き上げ等の影響がございましたが、件数が減少する中で処理日程を見直し、こちらも費用を低減できております。

それでは、議案書1ページにお戻りいただきます。

1から6の契約事項については説明したとおりです。

なお、4の契約金額については、米印にありますとおり、外部のITコンサルタントに評価を依頼し、「適正」であると回答を得てございます。

2ページを御覧ください。

7の選定理由は、先ほど申したとおりでございますが、これまでの蓄積してきた品質をこれまでよりも安価に委託できることから随意契約としたいものです。

「8 提案理由」のとおり、理事会の承認を得ようとするものでございます。

以上、議案第26号「診療報酬明細書等に係るデータ入力業務委託契約の締結について」でございます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第26号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第27号 役員の補欠選任について

ア. 議長が議案第27号について、事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第27号について次のとおり説明を行った。

議案第27号「役員の補欠選任について」御説明申し上げます。

議案第27号を御覧ください。

前役員の退任に伴い欠員が生じたため、本会規約第20条及び役員選任規程第3条に基づき、補欠役員を総会で選任するにあたりまして、理事会での承認を求めるものでございます。

選任する役員は、県南地区部会から推薦いただきました宗田雅之鮫川村長でございます。役員の任期は、令和6年2月26日から令和7年3月31日までとなっております。

以上、議案第27号について御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第27号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第28号 通常総会の開催について

ア. 議長が議案第28号について、事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第28号について次のとおり説明を行った。

議案第28号「通常総会の開催について」御説明申し上げます。

議案第28号の1ページを御覧ください。

開催日時でございますが、令和6年2月26日月曜日、午後1時30分から、場所はこちらの「ウィル福島アクティおろしまち」の1階でございます、コンベンションホールB室でございます。開催要領に記載の議事内容にて開催したいものでございます。

以上、議案第28号について御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

上げます。

ウ. 議長が議案第 28 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

(5) その他

ア. 議長がその他の事項について事務局に発言を求めた。

イ. 常務理事がその他の事項について次のとおり説明を行った。

常務理事の林でございます。よろしく申し上げます。私からは、参与兼事務局長の委嘱期間延長について、御報告いたします。

事務局長ですが、参与としての任期が本年 3 月をもって満了いたします。

つきましては、今月 5 日に、連合会の参与の委嘱に関する要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、三保会長の御承認をいただき、来る 4 月から令和 8 年 3 月までの 2 年間、参与としての任期を延長いたしますことを理事の皆様にお知らせいたします。

なお、役職名は、引き続き参与兼事務局長であります。

私からの報告は以上です。

ウ. システム管理課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

引き続き、事務局より御連絡させていただきます。システム管理課長の菅野でございます。

最後にお付けしました「その他」資料を御覧いただきます。記載のとおり、3 月に書面による理事会を予定しておりまして、その内容について事前に御連絡をさせていただきます。

一つ目ですが、こちらは令和 5 年度、本会では全国標準の 3 システムの更改等を実施しておりまして、こちらの作業が 3 月末までの期間となっております。

二つ目の丸にありますとおり、システムの開発元である国保中央会の指定等によりまして、一部業務に変更が生じているところです。

現時点で作業が続いておりますことから、最終的な業務実績により変更契約の締結をお諮りし、それに伴う令和 5 年度補正予算を上程したいものでございます。

以上、よろしく御願いいたします。

エ. 介護福祉課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

介護福祉課長の藤田でございます。引き続き、項番の 2、介護・障害の補助金等交付事業に係ります令和 6 年度補正予算について御説明申し上げます。

一つ目の丸ですが、国では、介護・障害福祉職員の収入を 2%、月額平均 6,000 円相当引き上げるための措置といたしまして、令和 6 年 2 月から 5 月まで実施するための必要経費を都道府県に交付することとしております。なお、6 月以降につきましては、国では、介護報酬の改定によりまして、賃上げ分を措置するというところで検討がなされてございます。

二つ目の丸ですが、本会は、事業の実施主体である福島県より、介護・障害サービス事業所への標記補助金等の交付に係る業務の一部を令和 6 年度当初より受託する予定でございます。受託業務の内容は、現在検討、至急調整中でございます。

三つ目の丸ですが、このことから、当該業務に係る必要経費を令和 6 年度補正予算として上程したいものでございます。

最後になりますが、こちらの資料で御説明しました二つの案件につきましては、いずれも年度末までに調整・整理をかける事項でありますため、本日の理事会への議案上程には間に合わず、結果、やむを得ず3月に理事会を书面開催させていただきたいものでございます。何卒御了承いただけますようお願い申し上げます。

事務局からの説明は以上でございます。

オ. 議長がその他事項について各理事へ発言を求めたが、発言はなかったため、審議を終了した。

(6) 閉会（午後2時35分）

司会が、閉会する旨宣した。

令和6年2月13日（火）福島市鎌田字卸町10番の1 ウィル福島アクティおろしまちで開催された福島県国民健康保険団体連合会理事会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和 6年 3月 11日

議事録署名人

山 本 育 男 ㊟

林 昭 彦 ㊟